

目標4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

施策(12) 子育てを応援する体制づくり子育ての悩みや不安への対応 ～笑顔あふれる子育て環境～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合はほぼ9割となっています。一方、子育てに関する悩みや不安を感じる保護者の割合は、5割を超えています。(※)

多くの人が子育てに苦勞しながらも、子どもと暮らす日々の生活に喜びを感じていることが伺えます。悩みや不安があっても、それを解消してくれる「支え」となるものがあれば、子育ては楽しく魅力あるものになると考えられます。

- 問題なのは、子育てを支えてくれる人・相談できる人が「いない」と回答した保護者が、一定割合存在し、孤立化が心配されることです。不安や悩みを抱えながらも、楽しくいきいきと子育てすることができるよう、各種相談窓口の充実が必要です。

また、**地域での人のつながりなど**、家族や友人のように**顔の見える関係で**、気軽に心を開いて相談できる人・場所がどこにでもあるような環境をつくっていくことや、必要なサービスに確実にアクセスできるよう、様々な媒体を活用した広報に努めることも必要です。

- 本市には、現在、多くの外国人が生活しており、その人数は年々増加傾向にあります。今後、外国人労働者の受け入れ増加に伴い、言葉や文化の違いから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えることも想定されます。

<方向性>

- 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動する育児サークルへの支援などを通じて、地域社会全体で子育てを支える取り組みを進めていきます。

- 多様化する相談内容に対応するため、相談員の専門性・スキル向上のための研修の充実を図るとともに、子育てサポーターの育成や、シルバー人材センターなどシニア世代の参画をさらに活性化させ、地域の支援体制を強化しつつ、こうした人材の活躍の場を拡げていきます。

- 子育ての悩みや不安の解消につながる情報を、いつでもどこでも手軽に入手できるよう、最新の情報技術の活用も検討しながら、保護者の生活様式に合わせた情報発信について、その提供する内容も含め、工夫を凝らしていきます。

- 外国人の子どもやその家庭にも同様の支援が確実に届けられるよう、配慮を行っていきます。

※子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成30年度）

2 施策の柱

①	地域における子育て支援の環境づくり 身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。
②	子育て地域活動を支える人材の活用・育成 子育てサポーターやシニア世代の参画を活性化させるなど、 子育てを支える地域の 人材の確保に努める。
③	子育て家庭への経済的支援 子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行う。
④	市民が利用しやすい相談体制 子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備する。
⑤	子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 子育て中の人を知りたい情報をタイムリーに手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行う。
⑥	外国人市民の子ども・子育てへの支援 外国人市民の子どもやその家庭が安心して暮らしていけるよう、子育てに関する知識や情報の正しい理解を促進するための支援等を行う。

3 成果指標

子育ての悩みや不安を感じる人の割合	【減少】
子育てが楽しいと感じる人の割合	【増加】
子育てを支援してくれる人がいる人の割合	【増加】
子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	【増加】
子育てサポーター登録者数	【増加】
地域の人材活用・育成に関する指標	

子育て情報誌やを提供するホームページの認知度 or 活用度	【増加】
地域の日本語教室への外国人市民参加者数	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 地域における子育て支援の環境づくり

地域でつくる子育て応援事業 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援する。
親子ふれあいルームの充実 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図る。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組む。
赤ちゃんの駅登録事業 <small>子ども家庭局・総務企画課</small>	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。
育児サークル・フリースペース活動への支援 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援する。また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援する。
一時保育事業（再掲） <small>子ども家庭局・保育課</small>	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。

柱② 子育て地域活動を支える人材の活用・育成

子育てネットワークの充実 <small>市民文化スポーツ局・生涯学習課</small>	子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する「子育てサポーター」を養成する。 養成された子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援する。 また、子育てサポーターフォローアップ研修、子育てサポーターリーダー養成研修を行う。 さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施する。
主任児童委員による子育て支援 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う「児童委員（民生委員）」の中から選任された、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が、区役所や子ども総合センター、学校、教育委員会等の関係機関、区域を担

	<p>当する児童委員等と連携し、子育て支援に関する様々な活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や児童委員と連携し、見守りが必要な家庭への訪問 ・支援が必要な子どもや家庭と関係機関との橋渡し ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問の協力 など
<p>ほっと子育てふれあい事業</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。</p>
<p>⑧ シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進</p> <p>子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>シニア世代が、これまで培った経験・人脈等を活かし、子どもや子育てを支える人材として十分活躍してもらえよう、市の子育て関連施設や子育て支援事業などの中から、活躍が可能な場を集約し情報提供するとともに、子ども・子育て支援活動への積極的な参画を呼びかけていく。</p>
<p>シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業</p> <p>産業経済局・雇用政策課</p>	<p>子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が、子育て家庭を支援するため、シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い等を実施する。</p>
<p>経済界との連携による学校支援事業</p> <p>教育委員会・指導第二課</p>	<p>経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動活性化の支援 ○企業従業員の親学支援 など
<p>子育て支援員の養成・配置</p> <p>子ども家庭局・保育課</p>	<p>北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施する。専門性を活かし、きめ細かな子育て相談等に対応できるように、保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担う。</p>

柱③ 子育て家庭への経済的支援

<p>児童手当</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給する。なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給する。</p>
<p>児童扶養手当（再掲）</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る。</p>
<p>⑨ 幼児教育の無償化</p>	<p>幼児教育にかかる費用を社会全体で負担することにより、子どもたちに質の高い幼児教育を受ける機会を保障する。</p>

子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	幼児教育の無償化を円滑に実施する。
母子公費負担医療費助成 子ども家庭局・子育て支援課	小児慢性特定疾病や未熟児・心身障害児等の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを図るため、医療費の公費負担等を行う。 また、小児慢性特定疾病について、専門員による自立支援を行う。
子ども医療費支給事業 子ども家庭局・子育て支援課	子育てに関する経済的負担を軽減し子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	母子家庭の母及び児童または父子家庭の父及び児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援 教育委員会・学事課	経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行う。
放課後児童クラブ利用者支援事業（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。

柱④ 市民が利用しやすい相談体制

子ども・家庭相談コーナー運営事業 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
子ども総合センターの運営（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
「24時間子ども相談ホットライ	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うた

<p>ン」事業（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター</p>	<p>め、24時間体制で電話相談を受け付ける。</p>
<p>子育て支援総合コーディネーター事業 子ども家庭局・保育課</p>	<p>「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行う。また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実を図る。</p>

柱⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化

<p>子育て支援に関する情報発信の充実・強化 子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページやフェイスブック、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図り、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。 併せて、効果的な情報発信のあり方について、検討する。</p>
<p>市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに関する情報提供 広報室・広報課</p>	<p>市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等を活用し、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供する。</p>
<p>市内外に向けた「子育てしやすい街北九州」のPR 子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>他部局とも連携しながら、WEB広告やタウン誌、イベント等さまざまな媒体・場を活用し、市内外に向け、「子育てしやすい街北九州」をPRする。</p>
<p>幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 子ども家庭局・総務企画課、保育課、幼稚園・こども園課</p>	<p>市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組む。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、施設を通して提供する。</p>
<p>保育サービスコンシェルジュ事業 子ども家庭局・保育課</p>	<p>保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置する。</p>
<p>保育サービスに関する情報提供の充</p>	<p>市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況および各月の入所児童数等を公開することで、保育所</p>

実 子ども家庭局・保育課	入所希望者への情報提供の充実を図る。
ひとり親家庭施策の周知（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるように、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。

柱⑥ 外国人市民の子ども・子育てへの支援

日本語と子育て教室 企画調整局・国際政策課	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、日本語学習支援や生活情報の提供を行う。
外国人市民の妊産婦などへの支援 子ども家庭局・子育て支援課 企画調整局・国際政策課	母子健康手帳交付の際に、多言語化した「母子健康手帳や妊産婦手帳の使い方」や、「早わかり子育て便利帳」のリーフレットを配布する。また、妊娠中から出産後まで必要に応じて、保健師が家庭訪問等を行い、継続した支援を行う。 学校や幼稚園等との日本語によるコミュニケーションが難しい場合は、（公財）北九州国際交流協会による行政通訳派遣の活用を図る。
外国人児童生徒の受入体制の整備 教育委員会・指導第一課	教育委員会や帰国・外国人児童生徒教育センター校による北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会を中心に、帰国・外国人児童生徒の受け入れ体制を整備する。また、帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会（対象は日本語指導対象児童生徒の学級担任）を実施し、帰国・外国人児童生徒の受け入れについて周知・徹底を図るとともに、教員の意識の高揚と資質の向上に努める。
外国人児童生徒への学習支援体制の充実 教育委員会・指導第一課	日本語指導員および帰国・外国人児童生徒教育センター校に配置されている専任教員が、各小中学校などを訪問して、帰国・外国人児童生徒へ個別に行う初期の日本語指導を充実させる。また、帰国・外国人児童生徒教育センター校においても専任教員を中心にして、日本語指導などの学習支援体制の充実を図る。 さらに、（公財）北九州国際交流協会が実施するにほんご広場事業を通じて、児童の学習支援体制の充実を図る。

(参考データ)

○ 子育てに関する悩みや不安を感じるか

区分		非常に感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	わからない	無回答
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	5.1%	39.6%	38.4%	8.0%	7.3%	1.7%
	平成30年度	6.0%	45.2%	36.5%	8.9%	1.5%	1.9%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	7.6%	44.1%	33.9%	6.7%	6.6%	1.1%
	平成30年度	8.0%	48.6%	35.0%	6.2%	9.0%	1.4%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	14.5%	54.6%	23.2%	5.0%	1.0%	2.7%
	平成30年度	17.4%	47.5%	24.4%	3.9%	7.0%	6.1%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 保護者が子育てに関して悩んでいること、気になること（抜粋）

区分	内容（割合）		平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位	子どもを叱りすぎているような気がする	40.3%	42.5%
	2位	食事や栄養に関する	34.4%	40.4%
	3位	病気や発育・発達に関する	31.2%	33.5%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位	子どもの教育に関する	39.6%	37.1%
	2位	子どもを叱りすぎているような気がする	37.5%	38.5%
	3位	子どものテレビやメディアとの接し方の	32.7%	18.3%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:750人	1位	卒業後の進路に関する	59.7%	70.1%
	2位	子どもの学業（成績等）に関する	50.7%	62.4%
	3位	将来の子どもの就職に関する	49.7%	58.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 子育てをしていて楽しいと感じる人の割合

区分	非常に感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	わからない	無回答
就学前 回答者数 1,559人	57.3%	38.0%	2.6%	0.1%	1.3%	0.7%
小学生 回答者数 1,493人	48.5%	45.3%	3.9%	0.4%	1.1%	0.8%
中学・高校生 回答者数 1,396人	42.0%	47.3%	5.9%	0.5%	2.7%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子育てを支えてくれる人がいる人の割合

区分	いる／ある	いない／ない	無回答
就学前 回答者数 1,559人	96.3%	1.5%	2.1%
小学生 回答者数 1,493人	96.6%	2.4%	1.0%
中高生 回答者数 1,396人	94.1%	3.2%	2.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子育てが地域の人に支えられていると感じている割合

区分		非常に感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	H30:わからない H25:どちらとも 言えない	無回答
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	11.5%	32.8%	13.9%	11.3%	29.9%	0.6%
	平成30年度	10.1%	37.8%	19.0%	21.9%	9.0%	2.2%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	20.9%	39.0%	8.8%	7.3%	22.1%	2.0%
	平成30年度	17.3%	46.6%	14.3%	15.3%	5.2%	1.3%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	16.1%	34.0%	9.6%	9.8%	27.9%	2.7%
	平成30年度	12.5%	43.1%	16.5%	19.8%	5.1%	3.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てについて相談できる人（場所）がいるか（あるか）

区分		いる／ある	いない／ない	無回答
就学前 回答者数 H25:2,106人 H30:1,559人	平成25年度	94.9%	2.4%	2.7%
	平成30年度	96.8%	2.1%	1.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	92.4%	6.9%	0.7%
	平成30年度	96.9%	2.6%	5.0%
中高生 回答者数 H30:1,396人	平成25年度	—	—	—
	平成30年度	92.0%	4.1%	3.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てに関する悩みや不安の相談先（抜粋）

区分		配偶者・パートナー	その他の親族（親、きょうだいなど）	友人や知人	職場の人	学校等の保護者の仲間	幼稚園・保育所、学校の先生等
就学前 回答者数 H25:1,999人 H30:1,509人	平成25年度	—	84.1%	75.3%	—	—	42.5%
	平成30年度	83.6%	84.6%	72.4%	32.4%	18.3%	46.1%
小学生 回答者数 H25:1,269人 H30:1,446人	平成25年度	77.5%	73.4%	71.4%	28.0%	30.5%	25.5%
	平成30年度	78.3%	77.7%	72.8%	36.3%	35.4%	29.8%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,284人	平成25年度	70.5%	51.7%	47.1%	27.4%	28.3%	2.7%
	平成30年度	77.3%	66.9%	67.1%	34.2%	30.5%	25.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）		平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位	安心して子育てと仕事を両立できる職場環境	57.8%	58.5%
	2位	子育てに関する公的な経済的支援	56.8%	63.6%
	3位	子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等	55.4%	52.2%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	59.5%	62.4%
	2位	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	50.9%	46.4%
	3位	学校以外での学習支援	34.5%	—
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	46.9%	41.4%
	2位	子育てに関する公的な経済的支援	41.8%	48.1%
	3位	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	38.4%	41.6%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 子育てに関する情報の入手方法（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位 親族や友人、知人など	82.2%	80.6%
	2位 保育所、幼稚園、認定こども園など	66.4%	61.9%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	49.6%	22.5%
	参考 H25:3位 市政だよりなどの市の発行物	23.3%	34.3%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 親族や友人、知人など	81.2%	81.4%
	2位 学校	67.7%	63.5%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	40.3%	19.0%
	参考 H25:3位 市政だよりなどの市の発行物	30.1%	37.7%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位 親族や友人、知人など	79.4%	74.9%
	2位 学校	59.0%	60.9%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	31.4%	21.2%
	参考 H25:3位 テレビ、ラジオ	27.5%	28.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 保護者がより力を入れてほしい情報発信の手段（抜粋）

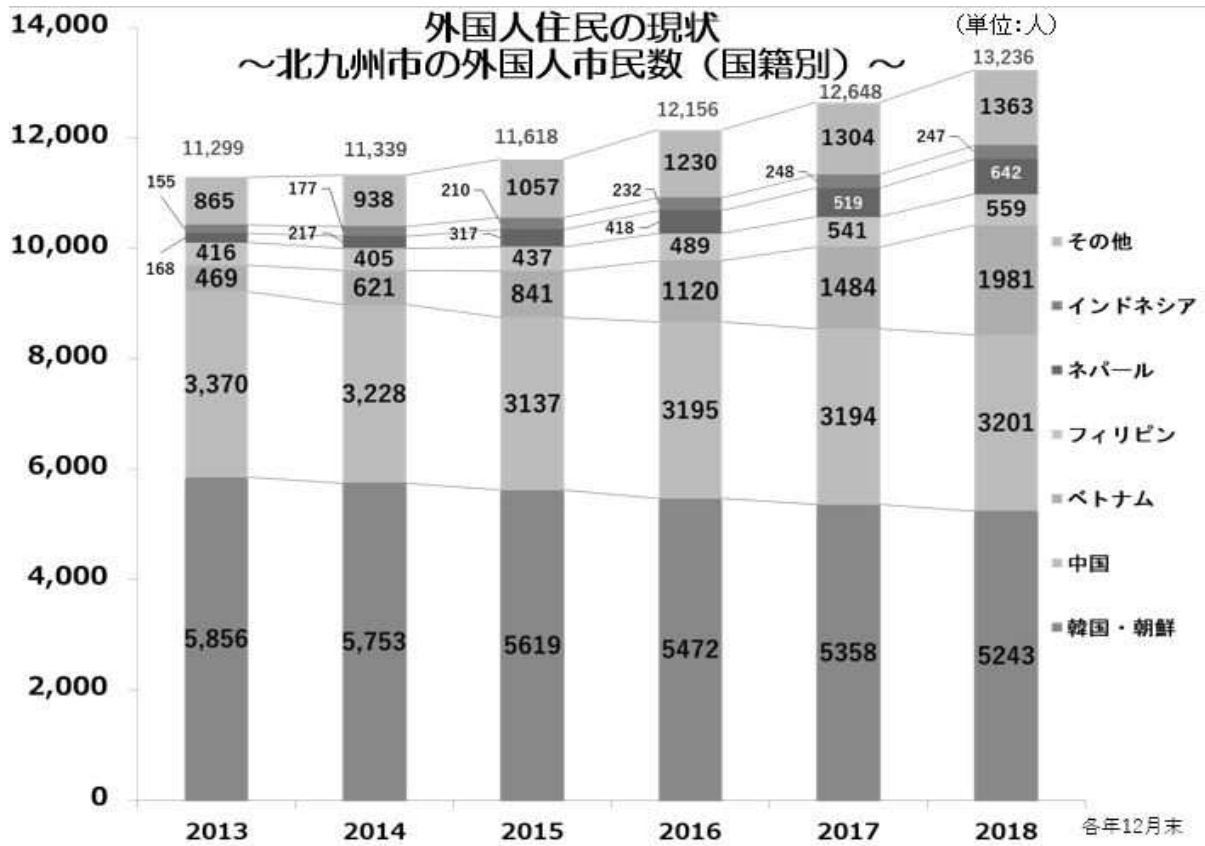
区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位 保育所、幼稚園、認定こども園など	52.8%	56.0%
	2位 インターネットサイト（H25：スマートフォン）	24.7%	25.1%
	3位 市政だよりなどの市の発行物	23.3%	36.3%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 学校など	68.5%	77.1%
	2位 市政だよりなどの市の発行物	30.1%	34.9%
	3位 インターネットサイト（H25：スマートフォン）	24.3%	15.2%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位 学校など	65.0%	72.0%
	2位 市政だよりなどの市の発行物	27.8%	36.3%
	3位 インターネットサイト（H25：パソコン）	23.7%	14.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 北九州市の外国人住民の現状（国籍別）



施策（13）家庭の育児力・教育力の向上 ～親としての成長をバックアップ～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、規範意識、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。
- 「朝食の摂取」については、「毎日食べている」と回答した割合が概ね9割を超える高水準を維持していますが、「就寝時間（午後10時前に就寝する割合）」（25%前後）、「家族の人が話をよく聞いてくれる割合」（8割超）を含め、大きな改善は見られません。（※1）
- 子育てに関して悩んでいること・気になることとして高い割合を占めているのは、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どものテレビやメディアとの接し方について」、「子どもの教育について」、「病気や発育・発達について」などとなっています。（※2）
家庭の育児力・教育力を高めていくためには、各家庭が必要としている子育てに関する知識、スキルなどニーズを的確に把握することが必要です。

<方向性>

- 保護者の悩みや不安を解消するため、これまで実施してきた保護者向けの学習機会の提供や情報発信については、育児ノウハウに関するものやメディアリテラシーに関するものなど、保護者が「今知りたい、学びたい」と感じている内容などをうまく盛り込むよう心がけます。
また、提供方法については、共働き世帯の増加など今の社会情勢に適合したやり方にも修正していくことを検討するとともに、子どもの立場に立った家庭生活のあり方について、保護者一人ひとりに考える機会を提供できるよう努めます。
- NPOや各種団体が独自に実施する育児講演会やセミナーが、市内で数多く開催されるようになれば、各家庭に対し多様な選択肢を提供することができます。こうした活動の後押しとなる環境づくりや機運の醸成に、引き続き取り組んでいきます。

※1 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H27～H29年度）

※2 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成30年度）

2 施策の柱

①	<p>子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上</p> <p>家庭において規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に取り組む。</p>
②	<p>基本的な生活習慣の定着や食育の推進</p> <p>育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、発達段階に応じた食育を推進する。</p>

3 成果指標

朝食を「ほぼ毎日」食べる子どもの割合	【維持】
就寝時間が午後10時以降の子どもの割合	【減少】
子どもの話をよく聞いていると思う保護者の割合	【増加】
親子の会話の頻度	【増加】
1歳6か月児／3歳児に仕上げみがきをする保護者の割合	【維持】
子どもに絵本の読み聞かせをする頻度	【増加】
子どもがテレビやインターネット上の動画サイト等を見る時間	【減少】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

<p>家庭・地域への啓発事業</p> <p>市民文化スポーツ局・生涯学習課</p> <p>教育委員会・指導第二課</p>	<p>核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化していく中、より多くの保護者に対する、学習機会と役立つ情報を提供し、よりきめ細かく家庭の教育向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的な生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」(3～5歳児対象)の作成配布 ○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の実施 など
<p>家庭内事故防止のためのPR(再掲)</p> <p>子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。</p>
<p>子どもの読書活動の推進</p>	<p>学校における一斉読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図る。また、</p>

<p>教育委員会・子ども図書館、学 事課、指導第一課</p>	<p>学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により、すべての小中学校における読書活動の充実を図る。</p>
<p>はじめての絵本事業 教育委員会・子ども図書館</p>	<p>妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらい、おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることにより、親子でゆったりとしたひと時を過ごしてもらえるよう、母子健康手帳の交付時に「絵本パック」を無料で配布する。</p>
<p>北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動 教育委員会・指導第二課</p>	<p>子どもの基本的な生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を、市民に広く実践してもらうための普及促進を図る。</p>
<p>家族のためのペアレントトレーニング事業（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター</p>	<p>虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。</p>
<p>パパママ救急教室 消防局・救急課</p>	<p>少子化・核家族化が進む中、子どもの病気やケガへの対応などに不安を抱える子育て中の親は多いと考えられることから、子育てへの不安を少しでも軽くし、また、かけがえのない小さな命を守るため、新米パパママを対象に、子どもに関する応急手当教室を開催する。</p>
<p>ネットトラブル等防止及びスマートフォンの適正利用の推進（再掲） 子ども家庭局・青少年課 教育委員会・指導第二課</p>	<p>インターネット上のウェブサイト等において、児童生徒の不適切な書き込み等を把握し問題の未然防止・早期発見を図るとともに教職員に対する研修を行いネットトラブルの防止に努める。また、児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加している状況を踏まえ、スマートフォンの適切な使用について児童生徒や保護者への啓発に取り組む。</p> <p>加えて、青少年が、SNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を啓発する取り組みを推進するほか、警察、青少年団体と連携した「メディア（ネット）・リテラシー向上協議会」を設立するなどして、ネットやスマートフォンの適正な利用推進を図り、ネット被害やいじめの防止、スマートフォンやゲーム依存の防止啓発等、今日のデジタル社会に顕在化している様々な課題の解決に向けて取り組んでいく。</p>

柱② 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

<p>育児教室等の実施 <small>(すくすく子育て支援事業)</small> (再掲) <small>子ども家庭局・子育て支援課</small></p>	<p>乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。</p>
<p>食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 (再掲) <small>子ども家庭局・子育て支援課</small></p>	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。</p>
<p>親子ですすめる食育教室 (再掲) <small>子ども家庭局・子育て支援課</small></p>	<p>幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。</p>
<p>口腔保健支援センター事業 (再掲) <small>保健福祉局・健康推進課</small></p>	<p>関係機関・団体と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進する。また、子どもの保護者や子どもにかかわる関係職種、子どもたちを対象に、歯科健診や歯科保健指導等の場を通して、本市の重要な健康課題の1つであるむし歯予防に取り組む。</p>
<p>幼児期からの生活習慣病予防教室 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small></p>	<p>幼稚園、保育所等の保護者や児童に対して栄養士による講話や相談、運動指導員による遊びを取り入れた運動実技などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行う。</p>

(参考データ)

○ 起床時間・就寝時間（就学前児童：平日）

区分	平成25年度	平成30年度
起床時間が午前9時以降	3.0%	2.3%
就寝時間が午後10時以降	25.3%	20.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 起床時間（小学生、中学・高校生の平日）

区分	小学生		中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
7時以前	50.7%	46.4%	60.7%	52.6%
7時台	47.3%	51.6%	36.0%	41.1%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 就寝時間（小学生、中学・高校生の平日）

区分	小学生		中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
19時台～20時台	7.4%	5.4%	0.1%	0.6%
21時台	47.6%	44.6%	3.0%	2.1%
22時台	40.1%	41.3%	19.0%	16.8%
23時台	3.1%	7.0%	43.0%	41.7%
0時以降	0.7%	0.6%	33.4%	24.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 平均睡眠時間（小学生、中学・高校生）

区分	小学生		区分	中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度		平成25年度	平成30年度
8時間未満	4.2%	4.0%	6時間未満	9.6%	7.4%
8時間以上 9時間未満	26.1%	29.5%	6時間以上 7時間未満	21.6%	21.8%
9時間以上 10時間未満	49.6%	48.9%	7時間以上 8時間未満	33.3%	33.0%
10時間以上 11時間未満	18.3%	15.3%	8時間以上 9時間未満	28.5%	29.9%
11時間以上	1.0%	0.7%	9時間以上	5.7%	5.1%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 朝食を「ほぼ毎日」食べる子どもの割合

区分	平成23年度	平成28年度
就学前(乳幼児)	93.0%	92.7%
小学生	93.4%	93.0%
中学生	88.3%	92.5%
高校生	83.3%	84.9%

資料：北九州市健康づくり実態調査（平成23年度・平成28年度）

○ 子どもの規範意識や自尊感情などの状況

区分	小学6年生		中学3年生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
学校の決まりを守っている	87.2%	88.3%	91.0%	95.0%
自分にはよいところがある	72.2%	82.7%	64.2%	78.4%
将来の夢や目標を持っている	88.2%	86.5%	73.1%	70.8%

資料：全国学力・学習状況調査（平成25年度・平成30年度）

○ 子どもの話をよく聞けていると思う保護者の割合

区分	よく聞けている	だいたい聞けている	あまり聞けていない	聞けていない	わからない	無回答
小学生	27.0%	62.8%	8.7%	0.3%	0.5%	0.7%
中学・高校生	31.0%	55.7%	10.2%	0.9%	0.6%	1.6%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 家族との会話の状況

区分	毎日会話した	ときどき会話した	ほとんど会話はなかった	まったく会話はなかった	無回答
小学生	98.5%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%
中学・高校生	91.8%	5.0%	1.2%	0.3%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子どもに絵本の読み聞かせをする頻度

区分	ほぼ毎日	週に5, 6日	週に3, 4日	週に1, 2日	ほとんどしない (まだしていない)	無回答
就学前児童	21.0%	7.3%	19.2%	30.0%	21.5%	1.0%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子どもが1日にテレビやインターネットを見る時間

区分	全くない	1時間未満	1時間以上 3時間未満	3時間以上 5時間未満	5時間以上	わからない	無回答
就学前児童	3.0%	22.7%	58.6%	12.6%	1.3%	1.0%	0.8%
小学生	1.4%	17.6%	64.6%	14.5%	1.5%	0.1%	0.4%
中学・高校生	0.6%	15.1%	56.0%	19.3%	5.4%	2.2%	1.4%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

施策（14）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり ～子どもも仕事も大事に生活～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じるためには、保護者が男女を問わず子育てに向き合うことができる時間、親子で過ごす充実した時間を持てるよう環境の整備を行うことが必要です。
- 本市の現状を見ると、「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」は、年々上昇していますが、全体の5割程度にとどまっています。また、「仕事と子育ての両立で大変だと感じること」では、「急な残業が入ってしまう」、「子どもが病気の時休みづらい」、「時間の余裕がない」と回答した割合が多くなっています。（※1）
- 子育て世代の長時間労働を解消し、子どもと向き合う時間を十分取れるよう、また子どもの病気など、生活上必要なときに休める職場環境づくりを進めることが必要です。
- 家庭内の現状を見ると、父親が「家事をしている」が7割、「育児をしている」が9割を超える高い水準となっています。一方で、主に子育てをしているのが「父母ともに」と回答した割合は5割です（※2）。
家事・育児を全くやっていない父親は少なくなっていますが、「母親と同じくらいやっているか」という視点で見ると、さらなる改善の余地があると考えられます。
- 結婚、出産に関して、配偶者のいない人の約7割が「結婚したい」と答えています。そのうちの約6割が「異性と出会う場や交際する機会がない」、約4割が「異性とうまくつきあえない」と回答しています。また、出産に関しては、「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」が約8割となっていますが、「不妊について不安や心配がある」が約2割、「なかなか子どもができない場合、不妊治療を受けたい」が4割を超えています。（*）

<方向性>

- 引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス」等の取り組みを進め、企業に対する効果的な働きかけや広報活動を行っていきます。
- 男性の家事・育児などへの参画を促進するための取り組みを推進します。
- 結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わる問題ではあります

が、職場環境を含めて、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられる仕組みづくり、社会づくりを進めます。

※1 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H27～H29年度）

※2 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成30年度）

2 施策の柱

①	事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 保護者が男女問わず子育てに向き合い、親子で充実した時間を持つよう、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得推進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていく。
②	男性の家事・育児への参画促進 男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進める。
③	結婚・妊娠・出産を希望する方への支援 結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取り組みを進める。

3 成果指標

仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	【増加】
父親が家事をしている割合	【増加】
主に子育てをしているのが「父母ともに」と回答した人の割合	【増加】
特定不妊治療の助成制度を知っている人の割合	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会の運営 <small>総務局・女性活躍推進課</small>	全国に先駆けて、企業・働く人・市民・行政が一体となって設立した「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む。企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直し、男女が共に働きながら子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業への取り組み支援や広報啓発事業を展開する。
女性活躍・ワークライフバランス表彰の実施 <small>総務局・女性活躍推進課</small>	子育て支援や男女が共に働きやすい環境づくり等に取り組む企業・個人等を表彰し、お手本としてその内容を広く紹介することで、企業等事業者や市民がワーク・ライフ・バランスに取り組むよう働きかける。

企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 <small>総務局・女性活躍推進課</small>	企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかける。また、毎年11月を推進月間とし、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を企業等事業者や市民に周知する。
有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価 <small>技術管理局・契約制度課</small>	地元企業のワーク・ライフ・バランス推進等の取り組みを積極的に評価するため、入札参加資格業者の格付における主観点の評価項目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」を設け、要件を満たす場合に加点する。

柱② 男性の家事・育児への参画促進

両親学級等の実施（再掲） <small>（すくすく子育て支援事業）</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
男性の家事・育児参画促進 <small>総務局・男女共同参画推進課</small>	家族を構成する男女が共に協力しながら、家庭での責任を果たしていくため、男性が仕事だけでなく、子育て等とともに参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援する。 ○男女共同参画センター・ムーブ等での男性向け家事・子育て関連講座
地域における男女共同参画推進啓発事業 <small>総務局・男女共同参画推進課</small>	地域における男女共同参画の推進を図るため、地域で活動している団体・グループ等と協働し、市民や若い世代に向けた広報啓発活動に取り組む。 ○男女共同参画フォーラム in 北九州 ○男女共同参画に係る広報啓発事業
父親になる人への情報発信 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会である。男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信する。
男2代の子育て講座 <small>子ども家庭局・総務企画課</small>	1歳未満および1年以内に誕生予定の子の父親または祖父を対象に、助産師や看護師、子育て支援関係者を講師に迎え、育児に必要な実習を交えた体験型講座を実施し、男性が子育てに参画することの意義や効果を伝える。また、講座終了後には「パパシエ」「ソフリエ」の認定証を授与する。

柱③ 結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

結婚を希望する若者への支援 子ども家庭局・青少年課	若者サイトなどを活用し情報発信しながら、結婚や家族を持つことについて、考えるきっかけづくりに取り組む。
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。

(参考データ)

○ 仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合

区分		調和がとれている	どちらかという調和がとれている	どちらかという調和がとれていない	調和がとれていない	わからない	無回答
就学前の保護者 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	4.7%	28.8%	22.8%	19.3%	22.8%	1.4%
	平成30年度	6.3%	35.6%	22.6%	17.7%	15.7%	2.1%
小学生の保護者 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	8.6%	38.2%	21.0%	15.9%	14.6%	1.7%
	平成30年度	9.9%	41.7%	21.1%	13.0%	12.0%	2.3%
中学・高校生の保護者 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	8.5%	36.3%	18.0%	14.3%	12.1%	10.9%
	平成30年度	8.0%	40.9%	19.2%	11.3%	8.2%	12.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じる事（抜粋）

【母親】

区分	内容（割合）		平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,392人 H25:1,079人	1位	時間の余裕がない	61.9%	—
	2位	子どもが病気のときに休みづらい	49.7%	—
	3位	子どもと接する時間が少ない	42.0%	42.1%
	参考 H25:1位	自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	41.9%	48.1%
	参考 H25:3位	急な残業が入ってしまう	23.4%	30.2%
小学生 回答者数 H30:1,064人 H25:886人	1位	時間の余裕がない	49.2%	—
	2位	子どもが病気のときに休みづらい	46.2%	—
	3位	自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	40.7%	41.8%
	参考 H25:2位	子どもと接する時間が少ない	35.2%	36.9%
	参考 H25:3位	急な残業が入ってしまう	25.1%	26.5%
中学・高校生 回答者数 H30:1,088人 H25:780人	1位	時間の余裕がない	48.0%	—
	2位	子どもが病気のときに休みづらい	34.9%	—
	3位	自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	30.8%	39.0%
	参考 H25:2位	急な残業が入ってしまう	19.6%	27.6%
	参考 H25:3位	子どもと接する時間が少ない	19.6%	22.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

【父親】

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,392人 H25:1,910人	1位 子どもと接する時間が少ない	52.2%	50.2%
	2位 急な残業が入ってしまう	49.5%	42.9%
	3位 時間の余裕がない	39.8%	—
	参考 H25:3位 職場で、仕事と家庭の両立支援制度が利用できない	20.7%	16.4%
小学生 回答者数 H30:1,064人 H25:1,151人	1位 子どもと接する時間が少ない	47.4%	47.7%
	2位 急な残業が入ってしまう	40.3%	39.4%
	3位 時間の余裕がない	38.6%	—
	参考 H25:3位 職場で、仕事と家庭の両立支援制度が利用できない	12.8%	14.2%
中学・ 高校生 回答者数 H30:1,188人 H25:855人	1位 子どもと接する時間が少ない	36.9%	39.6%
	2位 時間の余裕がない	34.4%	—
	3位 急な残業が入ってしまう	32.8%	30.9%
	参考 H25:3位 自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	8.8%	9.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 母親の就労率

区分		平成25年度	平成30年度
就学前の母親	フルタイム	26.5%	31.8%
	パート	24.7%	28.4%
	計	51.2%	60.2%
小学生の母親	フルタイム	29.1%	31.6%
	パート	35.4%	39.6%
	計	64.5%	71.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 父親が家事・育児をしている割合

区分		平成25年度	平成30年度
就学前の父親	家事	43.2%	42.8%
	育児	76.9%	79.0%
小学生の父親	家事	38.1%	36.9%
	育児	63.0%	66.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 主に子育て（教育を含む）をしている人の割合

区分		平成25年度	平成30年度
就学前	父母ともに	56.4%	46.7%
	主に母親	41.9%	51.9%
	主に父親	0.4%	0.3%
小学生	父母ともに	59.7%	51.5%
	主に母親	36.6%	45.1%
	主に父親	0.3%	0.8%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 特定不妊治療の助成制度を知っている人の割合（調査対象：18歳～39歳）

区分	言葉も内容も知っている	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない	無回答
回答者数 864人	11.3%	33.6%	50.8%	4.3%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 現在、結婚していない人の結婚に対する意識（調査対象：18歳～39歳）

区分	いずれは結婚したい	適当な人が現れれば結婚したい	結婚するつもりはない	わからない	無回答
平成25年度 回答者数 386人	54.5%	26.7%	7.5%	10.1%	1.3%

区分	できるだけ早く結婚したい	いずれは結婚したい	結婚するつもりはない	わからない	無回答
平成30年度 回答者数 408人	18.6%	51.2%	10.3%	16.7%	3.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 現在、結婚していない人の独身でいる理由（抜粋）（調査対象：18歳～39歳）

区分	内容（割合）		平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:408人 H25:386人	1位	趣味や娯楽を楽しみたい	65.4%	52.4%
	2位	時間やお金を自由に使いたい	64.7%	55.2%
	3位	まだ結婚したい相手にめぐり会っていない	58.1%	54.9%
	4位	異性と出会う場や、交際する機会がない	57.1%	49.2%
	5位	独身の自由や気楽さを失いたくない	56.1%	48.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計割合について、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 今後、子どもをほしいと思っているか（調査対象：18歳～39歳）

区分	ほしいと 思っている	迷っている	ほしいと 思わない	無回答
平成25年度 回答者数 832人	58.1%	14.9%	25.2%	1.8%
平成30年度 回答者数 864人	53.2%	19.2%	25.8%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 理想的な子どもの数（調査対象：18歳～39歳）

区分	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
平成25年度 回答者数 483人	1.9%	49.9%	40.4%	3.7%	1.4%	2.7%
平成30年度 回答者数 460人	2.2%	55.0%	38.0%	2.6%	1.5%	0.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 実際に持とうと思う子どもの数（調査対象：18歳～39歳）

区分	1人	2人	3人	4人	5人以上	0人	無回答
平成25年度 回答者数 483人	5.3%	34.7%	14.4%	0.6%	0.4%	1.1%	43.5%
平成30年度 回答者数 460人	9.8%	61.5%	23.0%	1.5%	0.7%	2.0%	1.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 実際に持とうと思う子どもの数が理想よりも少ない理由（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:125人 H25:147人	1位 子育てや教育にお金がかかりすぎるから	71.2%	68.0%
	2位 育児の心理的、肉体的負担が大きいため	34.4%	23.1%
	3位 年齢上の理由から	32.0%	42.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

目標5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

施策（15）子どもの安全を守る環境整備 ～子どもに優しいまちづくり～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進める上で、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の施策を支える基盤となるものでもあります。

「安全・安心なまち」であるかを判断する材料としては、安全なインフラ、安全対策に取り組む公的機関への評価・信頼度、地域コミュニティのつながり度合などが考えられます。

また、各家庭の生活の拠点となる住環境についても、充実を求める声があります。（※1）

- 子どもの視点から考えると、外出時に「危ない」と思ったことのある子（35.9%）のうち、「車が通ったとき」が37%で最も多く、次いで「公園で遊んでいるとき」（17%）、「道を歩いているとき」（15%）となっています。（※2）

子どもの安全対策を進めるにあたっては、通学路を含めた道路環境や公園など公共スペースの安全対策に力を入れていくことが重要です。

- 災害時には、人々は一瞬にして日常を奪われることとなります。大人でさえ自分のことで手一杯になってしまいがちな状況の中、子どもたちが抱える不安の大きさは想像に難くありません。災害時の子どもやその家族に対する支援の充実が必要です。

<方向性>

- 犯罪や交通事故などから子どもを守るため、引き続き道路や防犯灯などのハード面の整備を行っていくとともに、地域の見守りなどの人材の確保に取り組み、関係団体・機関と連携しながら、継続して安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- 子育て世帯に良質な住宅を提供し、市内全体で子どもを生き育てやすい環境づくりを進めます。
- 災害が発生したときでも、妊娠中の女性等を含め、子どもたちやその家族が安全な住環境・生活環境の中で安心して過ごすことができる

よう、支援体制の整備を進め、充実を図っていきます。

※1 「力を入れてほしい子育て支援策」として、「公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮」を選択した割合が約1割となっている。(平成30年度本市調査)

※2 放課後児童クラブに通う子どもへのアンケート(「元気発進!子どもプラン(第2次計画)」補足的調査)(平成29年度実績)

2 施策の柱

①	子育てに優しい都市・住環境の整備 子育て家庭が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進める。また、子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅における多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもが生み育てやすい住環境づくりを進める。
②	安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくりの推進 北九州市安全・安心条例等に基づき、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進する。「地域安全マップづくり」や「子ども防犯セミナー」等を開催し、子どもの防犯意識や知識の向上を図るなど、子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進する。 交通事故防止のための運動や啓発などを行い、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指す。

3 成果指標(候補)

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (北九州市住生活基本計画(第2期)指標)	【増加】
市民が感じる治安状況(体感治安)	【増加】
刑法犯認知件数	【減少】
子どもと外出時に安心と感じる割合	【増加】
交通事故発生件数(暦年)	【減少】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 子育てに優しい都市・住環境の整備

<p>バリアフリーのまちづくりの推進</p> <p>建設局・道路計画課</p>	<p>高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に通行できるよう、道路・公園のバリアフリー化を行い、バリアフリーのまちづくりを進める。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を行う。</p>
<p>安全で歩行者等にも優しい道路整備</p> <p>建設局・道路計画課</p>	<p>市民生活に密着する生活道路において、地域の要望などを聞きながら、歩道や側溝などの修繕、防護柵の設置等を行い、歩行空間の安全性や快適性、利便性の向上を図る。</p>
<p>家庭内事故防止のためのPR</p> <p>子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。</p>
<p>新 子育て世帯を対象とする家賃割引制度等（北九州市住宅供給公社）</p> <p>建築都市局・住宅計画課</p>	<p>北九州市住宅供給公社の賃貸住宅を活用し、子育て世帯支援のための「子育て世帯を対象とする家賃割引制度」や「親族間の近居促進のための家賃割引制度」などを実施する。</p>
<p>多子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>建築都市局・住宅計画課</p>	<p>多子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、多子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。</p>
<p>母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>建築都市局・住宅計画課</p>	<p>母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。</p>
<p>住むなら北九州定住・移住推進の取り組み</p> <p>建築都市局・住宅計画課</p>	<p>本市への定住・移住を強力に推進するため、市外から移住する子育て世帯等に対し、一定の要件を満たす街なかの住宅を取得又は賃借する費用の一部を補助する。</p>

柱② 安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり

<p>明るく安全なまちづくり街灯整備事業</p> <p>建設局・道路維持課</p>	<p>「街をもっと明るく」という市民要望を受け、夜間の交通安全性の向上を目的に、道路照明灯と防犯灯の中間的な街路灯の整備を実施する。</p>
<p>交通安全の推進</p> <p>市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課</p>	<p>生涯にわたる交通安全教育および効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。また、自転車利用のルール周知とマナー向上啓発のた</p>

	め自転車交通ルール検定を実施することで、自転車による交通事故の発生を抑止する。
未就学児の安全・安心対策 子ども家庭局・保育課	子どもが地域の中で人や自然に触れ、豊かな生活経験を得るために、道路、公園等の安全や防犯対策を関係機関と連携しながら推進する。
通学路の安全対策 建設局・道路計画課	登下校中の児童が、安全に安心して通学できる環境を整えるため、さらなる通学路の安全対策を推進する。
地域安全マップづくり 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	市内小学校において、小学生が自分たちの通学路を歩き、危険な場所・安全な場所を見つけ、地図にまとめる「地域安全マップづくり」を通じて、防犯意識や危険回避能力の向上を図る。
生活安全パトロール隊の支援 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」への人的・物的支援等を通じて、地域の自主防犯活動の活発化を図る。
子ども防犯セミナーの開催 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	市内の小中学生を対象とした「体験型」のセミナーを開催することによって、子どもの危機回避能力の向上を図る。
ガーディアン・エンジェルスセーフティ・センター運営支援事業 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	繁華街の防犯パトロールや非行防止活動等に取り組むNPO法人「日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部」の活動を支援することにより、安全・安心なまちづくり等を推進する。
児童見守り消防隊 消防局・消防団・市民防災課	児童が登下校時に犯罪に巻き込まれないよう、教育委員会及び各関係機関と連携し、地域における安全確保のため「児童見守りパトロール」を実施する。
「消防士さんといっしょ」事業 消防局・予防課	消防職員が小学校に出向き、社会科教育の一環である「消防のしごと」の授業を行うことにより、児童への防火・防災教育の充実を図る。
防災・安全教育の推進 教育委員会・指導第二課	児童・生徒が、日常生活の安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命尊重を基盤として進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を培うため、学校において支援や指導などの取り組みを推進する。
㊦大規模災害に備えた備蓄整備 危管室・危機管理課	大規模災害に備えるため、想定避難者の食糧及び飲料水等に加え、乳幼児等の要配慮者に配慮した物資を備蓄している。また、災害発生時の避難所の開設では、授乳等子育て家

	庭に配慮したスペースを確保するなどの整備を図っていく。
<p>⑧ 妊産婦・乳児避難所の設置</p> <p>子ども家庭局・総務企画課</p>	<p>大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設(東部:子育てふれあい交流プラザ、西部:子どもの館)に「妊産婦・乳児避難所」を設置する。</p>

(参考データ)

○ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

平成25年度
38.0%

資料：住宅・土地統計調査（総務省）

注：住宅・土地統計調査は5年毎の実施だが、平成30年度については集計中である。

注：誘導居住面積水準とは、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

○ 刑法犯認知件数

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北九州市	11,267件	9,682件	8,127件	7,570件	6,504件
全国	1,212,163件	1,098,969件	996,120件	915,042件	817,338件

資料：福岡県警察データより集計

注：刑法犯認知件数は、年度ではなく年で算定している

注：成人を含む

○ 交通事故発生件数

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北九州市	8,325件	8,075件	7,729件	7,001件	6,649件
全国	573,842件	536,899件	499,201件	472,165件	430,601件

資料：警察統計による集計

注：成人を含む

○ 子どもと外出時に安心と感じる割合

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
40.5%	39.4%	42.2%	45.0%

資料：「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成27～30年度）

○ 外で遊んだりしていて、「危ない」と思ったことがある子どものその内容

区分	平成29年度	平成30年度
	回答者数 181人	回答者数 176人
車が通ったとき	20.4%	18.6%
公園で遊んでいるとき	9.4%	8.7%
道を歩いているとき	8.3%	7.8%
知らない人に見られるなどしたとき	6.6%	10.4%
自転車に乗っているとき	7.7%	11.7%
その他	2.8%	3.0%
無回答	44.8%	39.8%

資料：「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する補足的調査

生活や放課後児童クラブについての小学生アンケート（平成29～30年度）

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等	52.2%	55.4%
	子育て家庭が外出した際に困らない環境づくり（段差、トイレ、授乳、オムツ替の場所等） ※H25:子育て家庭が外出した際に困らない、道路などの都市整備	31.9%	53.2%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	12.5%	10.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	62.4%	59.5%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	9.2%	6.2%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	41.6%	38.4%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	11.8%	9.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 子どもが希望する子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
小学生 回答者数 H25:692人 H30:742人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	54.6%	56.1%
	安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備	34.1%	31.8%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	33.6%	29.9%
	安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備	33.0%	30.4%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

1 乳児・幼児期の教育や保育の推進

(1) 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、行政区（門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区）を単位として設定します。

主な理由

- 本市は、五市合併という都市形成の成り立ちから、地理的な要件、人口、交通網や公的施設等社会的基盤の整備など、行政区を一つのまとまりとして発展してきた経緯があるため。
- 認可保育所の整備は、これまで地域のニーズを踏まえながら適正配置に努めてきており、現在、年度当初の待機児童等が発生していない。今後は、宅地造成等による地域の児童数の変動などを踏まえ、行政区の中でバランスを取りながら、適正な教育・保育の提供に努める必要があるため。
- 教育・保育の利用状況を見れば、居宅から移動可能な範囲は送迎バスや自家用車利用などにより、徒歩生活圏から広がっていること。
- 教育・保育の提供は、行政区を一つの単位として情報を集約し、個々の状況に応じた利用調整を行うこと。

※「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の施設と、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を指します。

(2) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

量の見込みは、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の実績（平成27～30年度）から推計した認定区分ごとの各年度の利用意向率に、令和2～6年までの推計児童数を乗じて算定しました。

教育・保育の量の見込みと確保の方策について

【市全域】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																															
	1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号																																																													
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児																																																												
量の見込み(a)	12,125	6,319	9,505	6,946	3,156	11,675	6,082	9,438	7,013	3,212	11,135	5,790	9,297	7,086	3,278	10,693	5,548	9,205	7,173	3,338	10,292	5,334	9,146	7,266	3,394																																																							
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等				13,415				10,259				6,557				2,929				13,375				10,321				6,624				2,998				13,335				10,375				6,696				3,063				13,295				10,429				6,793				3,124															
	地域型保育事業				691				309				691				309				691				309				691				309				691				309				691				309																															
(b) - (a)	1,330				670				281				18				1,740				821				235				26				2,240				1,024				229				29				2,642				1,170				214				34				3,003				1,283				218				39			
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																																								
		51.1%		47.0%			52.7%		49.1%			54.5%		51.2%			56.2%		53.3%			58.1%		55.3%																																																								

【門司区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																															
	1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号																																																													
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児																																																												
量の見込み(a)	1,030	593	878	547	248	963	554	849	534	245	897	516	817	523	244	853	491	804	515	242	805	464	785	509	241																																																							
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等				1,139				969				594				249				1,144				969				594				249				1,144				969				594				249																															
	地域型保育事業				21				13				21				13				21				13				21				13				21				13																																							
(b) - (a)	109				91				68				14				181				120				81				17				247				152				92				18				291				165				100				20				339				184				106				21			
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																																								
		52.2%		50.1%			54.2%		51.7%			56.0%		53.1%			57.6%		54.5%			59.0%		56.0%																																																								

【小倉北区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度																			
	1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号																
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児																	
量の見込み(a)	1,517	640	1,898	1,383	653	1,416	597	1,857	1,408	669	1,338	564	1,843	1,396	687	1,257	530	1,823	1,406	702	1,196	504	1,829	1,416	717															
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等					1,870					2,081					1,327					603																			
	地域型保育事業					116					50					116					50																			
(b) - (a)	353					183					60					0					454					228					38					0				
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																
		51.8%		46.8%			51.8%		48.4%			53.2%		50.0%			53.6%		51.6%			54.6%		53.2%																

【小倉南区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度																			
	1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号																
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児																	
量の見込み(a)	3,077	1,977	2,381	1,715	764	2,944	1,892	2,403	1,774	794	2,811	1,806	2,417	1,808	825	2,665	1,712	2,411	1,853	854	2,573	1,653	2,445	1,898	884															
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等					3,558					2,632					1,549					679																			
	地域型保育事業					234					85					234					85																			
(b) - (a)	481					251					68					0					564					279					24					0				
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																
		52.3%		46.6%			53.9%		49.7%			56.2%		52.9%			58.8%		56.0%			61.5%		59.1%																

【若松区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度																																												
	1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号																																									
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児																																										
量の見込み(a)	1,017	611	752	521	232	962	579	735	529	235	904	544	715	540	238	836	503	684	546	241	797	480	675	553	242																																								
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等					1,111					834					528					210					1,111					834					528					216					1,111					834					528					217				
	地域型保育事業					46					25					46					25					46					25					46					25																								
(b) - (a)	94	78	50	0	0	149	99	45	0	0	207	119	34	0	0	275	150	28	0	0	314	159	21	0	0																																								
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																									
		49.1%	44.0%	50.6%	45.9%		51.5%	47.6%	52.8%	49.4%		54.0%	51.2%																																																				

【八幡東区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度																																																																																				
	1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	2号		3号																																																																																	
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児																																																																																		
量の見込み(a)	1,137	323	661	509	248	1,105	315	624	502	247	1,091	311	599	490	250	1,084	309	579	486	252	1,072	305	557	484	252																																																																																
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等					1,169					719					483					236					1,169					719					483					236					1,174					719					483					238					1,174					719					483					240					1,174					719					483					240				
	地域型保育事業					43					12					43					12					43					12					43					12					43					12																																																						
(b) - (a)	32	58	17	0	0	64	95	24	1	1	83	120	36	0	0	90	140	40	0	0	102	162	42	0	0																																																																																
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																																																																	
		65.5%	68.3%	68.0%	71.1%		71.3%	73.5%	73.6%	76.1%		75.5%	78.5%																																																																																												

【八幡西区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																															
	1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号																																																									
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児																																																								
量の見込み(a)	3,875	1,922	2,306	1,806	833	3,794	1,882	2,328	1,807	848	3,605	1,788	2,279	1,870	863	3,501	1,737	2,278	1,905	879	3,356	1,665	2,246	1,942	894																																																							
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等				4,103				2,328				1,597				710				4,103				2,332				1,643				740				4,058				2,382				1,678				756				4,063				2,382				1,715				771															
	地域型保育事業				227				123				227				123				227				123				227				123				227				123				227				123																															
(b) - (a)	228				0				18				0				309				0				17				0				498				53				0				0				557				104				0				0				707				136				0				0			
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																																								
		46.1%		44.3%			48.4%		46.3%			50.3%		48.3%			52.6%		50.3%			54.9%		52.3%																																																								

【戸畑区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																															
	1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号																																																									
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児																																																								
量の見込み(a)	472	253	629	465	178	491	263	642	459	174	489	262	627	459	171	497	267	626	462	168	493	264	609	464	164																																																							
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等				505				638				461				181				510				642				461				181				510				642				461				181																															
	地域型保育事業				4				1				4				1				4				1				4				1				4				1																																							
(b) - (a)	33				9				0				4				19				0				6				8				21				15				6				11				13				16				3				14				17				33				1				18			
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児																																																								
		54.6%		43.3%			56.8%		44.2%			58.2%		44.8%			59.2%		45.7%			60.3%		46.7%																																																								

2 地域における子ども・子育て支援の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業（市事業名：妊婦健康診査）

妊婦健康診査は、妊婦がおのこの希望する医療機関等を選択しており、また、里帰り等で県外で健診した場合は償還払いを実施していることから、提供区域は、全域（国内）として設定します。

量の見込みは、「健康診査実施率」（実施人数／0歳の児童数）の過去の実績（H27～30年度）の平均値（100.3%）を、推計児童数（0歳）に乗じて算出しました。

健診回数は、過去の実績（H27～30年度）から、一人あたり平均利用回数（12.2回）を算出し、上記人数に乗じました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	6,767人	6,610人	6,477人	6,350人	6,223人
	82,557回	80,642回	79,019回	77,470回	75,921回
確保の方策	〔実施場所・実施体制〕産科・助産所（市外含む） 〔実施時期〕通年				

イ 乳児家庭全戸訪問事業（市事業名：生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、居住区外への里帰り分娩も含め、各区間で連絡調整しつつ、4か月までの乳児のいる家庭全世帯へ訪問することから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、各年度の0歳児の推計児童数を設定しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	6,747人	6,591人	6,458人	6,331人	6,205人
確保の方策	〔実施体制〕373人体制 〔実施機関〕北九州市				

ウ 養育支援訪問事業（市事業名：育児支援家庭訪問事業）

育児支援家庭訪問事業は、市全域の関係機関と連携しながら、保健師等が専門的支援を行っていることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H27～30年度）から算出した利用率（利用人数／0～3歳の児童数）の平均値（8.49%）を、推計児童数（0～3歳）に乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2,395人	2,328人	2,271人	2,221人	2,175人
確保の方策	〔実施体制〕114人体制 〔実施機関〕北九州市				

エ 利用者支援に関する事業（市事業名：保育サービスコンシェルジュ等）

利用者支援事業は、行政区をまたぐ入所希望や相談等が想定されることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、行政区を一つのまとまりとして情報を集約し、利用者の相談等に応じることから、各区1か所を基本に設定しました。

なお、基本型・特定型（保育サービスコンシェルジュ）については、女性の就業・子育ての両立を支援するため、各区に加え、小倉北区AIMビル内のウーマンワークカフェに1か所設置しており、合計8か所とします。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の方策	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

オ 地域子育て支援拠点事業（市事業名：親子ふれあいルーム、地域子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業は、住所地にかかわらず利用することができるため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、当該年度の1年前の利用回数に、推計児童数（0～2歳）の対前年増減率を乗じて算出しました。（利用回数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用回数に影響すると考えられるため。）

なお、親子ふれあいルームの見込みについては、今後の運営の充実及びPRによる利用増（毎年1%増）を加味しています。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		55,884人回	54,788人回	53,873人回	53,084人回	52,366人回
確保の方策	地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業	18か所				
	その他の施設・事業	129か所				

カ 子育て短期支援事業（市事業名：ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童養護施設等で実施しており、受入れにあたっては広域で対応しているため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H28～30年度）を基に、想定される利用日数を見込みました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	800人日	800人日	800人日	800人日	800人日
確保の方策	800人日	800人日	800人日	800人日	800人日
	(8か所)	(8か所)	(8か所)	(8か所)	(8か所)

キ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

一時預かり事業の実施施設である私立幼稚園は、区域を越えて広範囲にわたって園児を受け入れているため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、今後5年間の入園児の推計値に、過去の実績（H27～R1年度）から見込んだ一人あたりの平均利用日数（40日）を乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	485,000人日	467,000人日	445,400人日	427,720人日	411,680人日
確保の方策(b)	956,000人日	963,800人日	971,600人日	979,400人日	987,200人日
(b)-(a)	471,000人日	496,800人日	526,200人日	551,680人日	575,520人日

(イ) その他

(一時保育事業、子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕 (市事業名：ほっと子育てふれあい事業) 【就学前児童分】、トワイライトステイ事業)

一時保育事業、ほっと子育てふれあい事業、トワイライトステイ事業は、保護者が、希望する事業等を広範囲から選択していることから、提供区域は市全域として設定します。

一時保育及びほっと子育てふれあい事業の量の見込みは、当該年度の1年前の利用日数に推計児童数(0～5歳)の対前年増減率を乗じて算出しました。(利用日数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用日数に影響すると考えられるため)

なお、ほっと子育てふれあい事業については、今後の運営の充実及びPRによる利用増(毎年3%増)を加味しています。

一方、トワイライトステイ事業については、過去の実績(H27～30年度)を基に、想定される利用日数を見込みました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	一時保育	18,863人日	18,360人日	17,818人日	17,363人日	16,966人日
	ほっと子育て	7,197人日	7,215人日	7,213人日	7,239人日	7,286人日
	トワイライト	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
	計	26,310人日	25,825人日	25,281人日	24,852人日	24,502人日
確保の方策(b)	一時保育	239,440人日	239,440人日	239,440人日	239,440人日	239,440人日
	ほっと子育て	7,197人日	7,215人日	7,213人日	7,239人日	7,286人日
	トワイライト	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
	計	246,887人日	246,905人日	246,903人日	246,929人日	246,976人日
(b)-(a)		220,577人日	221,080人日	221,622人日	222,077人日	222,474人日

ク 時間外保育事業 (市事業名：延長保育事業)

時間外保育事業(延長保育事業)は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績(H27～30年度)を基に算出しました。具体的には、毎年0.4%の減で見込んだ入所児童数に、利用率(利用人数/入所児童数)の平均値(9.2%)を乗じて算出しました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)		1,502人	1,464人	1,422人	1,375人	1,324人
確保の方策(b)		2,754人	2,754人	2,754人	2,754人	2,754人
(b)-(a)		1,252人	1,290人	1,332人	1,379人	1,430人

ケ 病児保育事業

病児保育事業は、受託希望の医療機関が限られており、必要量を確保するためにはできるだけ区域を広くする必要があるので、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H27～30年度）を基に算出した利用率（利用日数／0～11歳の児童数）を毎年0.45%増で見込み、推計児童数に乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	9,400人日	9,603人日	9,799人日	9,971人日	10,104人日
確保の方策(b)	22,776人日	22,776人日	24,528人日	24,528人日	24,528人日
	(13か所)	(13か所)	(14か所)	(14か所)	(14か所)
(b)-(a)	13,376人日	13,173人日	14,729人日	14,557人日	14,424人日

コ 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

（市事業名：ほっと子育てふれあい事業）【就学後児童分】

ほっと子育てふれあい事業は、保護者が、希望する事業等を広範囲から選択していることから、提供区域は市全域として設定します。

量の見込みは、当該年度の1年前の利用日数に推計児童数（6～11歳）の対前年増減率を乗じて算出しました。（利用日数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用日数に影響すると考えられるため）

なお、今後の運営の充実及びPRによる利用増（毎年3%増）を加味しています。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	4,369人日	4,426人日	4,499人日	4,548人日	4,563人日
確保の方策	4,369人日	4,426人日	4,499人日	4,548人日	4,563人日

サ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

放課後児童クラブの全児童化の方針に沿って、希望する全ての児童の受入ができていることから、提供区域は市全域を単位とします。

量の見込みについて、新入生（小学1年生）は、過去の実績（H29～R1年度）から算出した利用率（登録児童数／小学1年の児童数）を、各年度2%増で見込み、推計児童数に乗じて算出しました。

小学2年生以降は、児童が次の学年に上がってもクラブの利用（登録）を続けている割合（定着率）を、過去の実績（H29～R1年度）から算出し、1学年前の登録児童数に乗じて算出しました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1年生	3,605人	3,720人	3,848人	3,829人	3,833人
	2年生	3,335人	3,389人	3,497人	3,617人	3,599人
	3年生	2,728人	2,735人	2,779人	2,868人	2,966人
	4年生	1,762人	1,882人	1,887人	1,918人	1,979人
	5年生	1,018人	1,022人	1,092人	1,094人	1,112人
	6年生	536人	590人	593人	633人	635人
	計	12,984人	13,338人	13,696人	13,959人	14,124人
確保の方策		12,984人	13,338人	13,696人	13,959人	14,124人
		(133か所)	(133か所)	(133か所)	(133か所)	(133か所)

シ 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業など

子どもの人権を侵害し、心身の発達に影響を及ぼす虐待などから子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会をはじめとし、警察や医療、行政など関係機関との連携強化を図ります。また、関係職員を対象とした研修にも取り組み、専門性の向上に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策9「児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）」などに掲載しています。

実費徴収に係る補足的給付を行う事業（平成28年4月1日より施行）については、今後も必要分を見込み、実施していきます。

3 乳児・幼児期の教育や保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定子ども園の普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成18年に認定こども園制度が創設され、平成31年4月現在、22園が設置されています。

本市では、幼稚園及び保育所等が認定こども園への移行を希望する場合に、引き続き情報提供や相談対応等の移行支援をきめ細かく行うことにより、認定こども園の普及に努めます。

また、現在設置されている認定こども園に、幼稚園及び保育所等からの移行を希望している、または、検討している園数を加えた40園程度を本計画で定める数とします。

○幼稚園及び保育所から認定こども園への移行

認定こども園の認可・認定にあたっては、提供区域（行政区）ごとの需要（量の見込み）と供給（確保の方策）の状況に応じて行うことになっています。

本市では、認定こども園の普及のため、幼稚園及び保育所からの移行については、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものとします。

ただし、利用定員の設定については、提供区域ごとの事情に配慮するものとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもやその家庭をめぐる環境が困難な状況にある中、地域社会の構成員は保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

特に乳幼児期においては、子どもの発達において人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、安心できる人的および物的環境の下で、子どもの生命の保持や情緒の安定を図るための援助が行えるよう質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。

また、すべての子どもや家庭を対象に、地域において、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育てに関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育て支援に取り組む必要があります。

本市は、このような子育て支援を総合的・計画的に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度、進捗状況の把握など点検・評価を行いながら着実に進めていきます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

小規模保育事業等から保育所等への接続、保育所・幼稚園等から小学校への接続は、保護者にも子どもの発達にとっても、より円滑に進むことが望まれます。

そこで本市は、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置することで、小規模保育事業等から保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、幼稚園・保育所等から小学校への接続については、引き続き、関係機関が保幼小連携推進連絡協議会を設置し連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発パンフレットの活用など、さらなる連携の質の向上にも努めていきます。

なお、具体的な取り組みは、施策(3)「乳児・幼児期の教育や保育の充実」のうち、柱①「教育・保育の質の向上と量の確保」や柱③「幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実」などに掲載しています。

4 乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援の提供に当たって、基本となるのは人材であり、国や地方自治体、事業者は従事する人材の確保と養成を総合的に取り組むことが重要です。

そこで本市は、保育士等の人材確保に向けて、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の処遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努め、本市の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めるための環境づくりにも取り組んでいきます。

教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの処遇や支援内容のより一層の充実に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策(1)「母子保健の充実」や施策(3)「乳児・幼児期の教育や保育の充実」、施策(4)「放課後児童の健全育成」などに掲載しています。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施と連携

社会的養護が必要な子どもや児童虐待への対応、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など配慮を要する子どもへの支援を促進するためには、各機関での専門的な対応や相互の連携が必要です。

そこで本市は、社会的養護が必要な子どもへの支援として、家庭と同様な養育環境としての里親・ファミリーホームの普及促進や児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めるとともに、職員の資質向上や子どもの自立に向けた支援などに取り組んでいきます。

ひとり親家庭等については、安定的な収入を確保するため、就労支援のさらなる充実を図るとともに、子育て・生活支援や経済的支援などにも努め、総合的な自立支援に向けての取り組みを進めていきます。

児童虐待については、引き続き、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、児童虐待が発生したときは早期発見・早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めていきます。

障害児施策については、早期発見と相談・支援体制の強化や専門機関の機能強化を図るとともに、発達障害のある子どもへの支援の充実や社会的な理解の促進を図ります。

あわせて、これらの専門機関や関係部署が相互に連携しながら、配慮を要する子どもや家庭への支援を充実していきます。

なお、具体的な取り組みは、施策（8）「社会的養護が必要な子どもへの支援」や施策（11）「ひとり親家庭等への支援」、施策（9）「児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）」、施策（10）「障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援」などに掲載しています。

※本計画に掲載していない事項は、子ども・子育て支援法やその基本指針等の関係法令などに従い実施していきます。

【参考】令和2年から令和6年までの推計児童数

● 推計児童数の算定の考え方

令和2～6年までの推計児童数は、国の示した「地域行動計画策定の手引き」に基づき算定しました。基礎となる人口のデータは、平成27～31年の本市の住民基本台帳の登録人口（外国人登録を含む）を使用しました。

● 推計児童数（各年4月1日の児童数）

市全域

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	6,747人	6,591人	6,458人	6,331人	6,205人
1・2歳	14,142人	13,759人	13,425人	13,136人	12,876人
3～5歳	22,594人	21,973人	21,191人	20,558人	20,028人
計	43,483人	42,323人	41,074人	40,025人	39,109人
6～11歳	48,139人	47,342人	46,731人	45,861人	44,672人

門司区

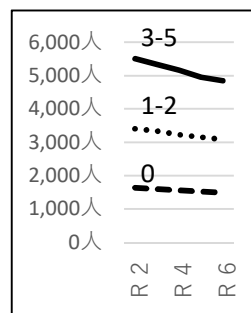
年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	523人	507人	493人	481人	468人
1・2歳	1,179人	1,135人	1,098人	1,068人	1,042人
3～5歳	2,011人	1,923人	1,830人	1,780人	1,719人
計	3,713人	3,565人	3,421人	3,329人	3,229人
6～11歳	4,613人	4,503人	4,449人	4,252人	4,104人

小倉北区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,395人	1,383人	1,373人	1,360人	1,347人
1・2歳	2,786人	2,792人	2,725人	2,703人	2,680人
3～5歳	4,185人	4,077人	4,029人	3,967人	3,963人
計	8,366人	8,252人	8,127人	8,030人	7,990人
6～11歳	8,163人	8,106人	8,100人	8,098人	8,002人

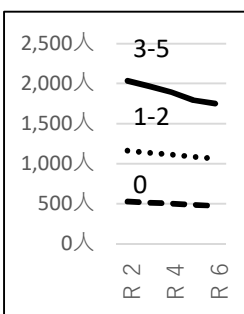
小倉南区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,638人	1,596人	1,560人	1,526人	1,496人
1・2歳	3,406人	3,338人	3,232人	3,154人	3,084人
3～5歳	5,506人	5,334人	5,160人	4,955人	4,847人
計	10,550人	10,268人	9,952人	9,635人	9,427人
6～11歳	11,678人	11,459人	11,285人	11,041人	10,771人



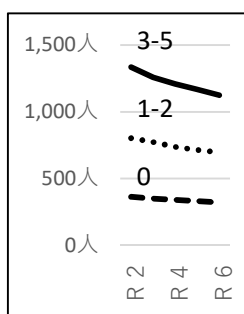
若松区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	527人	512人	500人	488人	473人
1・2歳	1,162人	1,135人	1,114人	1,087人	1,063人
3～5歳	2,035人	1,969人	1,893人	1,793人	1,751人
計	3,724人	3,616人	3,507人	3,368人	3,287人
6～11歳	4,429人	4,414人	4,399人	4,393人	4,286人



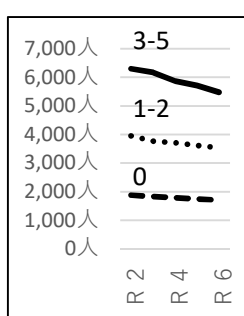
八幡東区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	363人	349人	340人	331人	321人
1・2歳	803人	773人	738人	715人	697人
3～5歳	1,336人	1,260人	1,209人	1,169人	1,125人
計	2,502人	2,382人	2,287人	2,215人	2,143人
6～11歳	3,031人	2,958人	2,873人	2,782人	2,651人



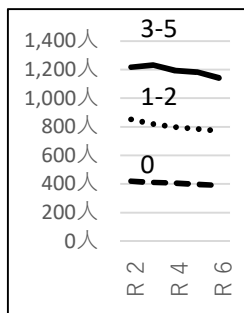
八幡西区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,881人	1,832人	1,786人	1,747人	1,710人
1・2歳	3,954人	3,767人	3,719人	3,624人	3,539人
3～5歳	6,304人	6,178人	5,876人	5,712人	5,481人
計	12,139人	11,777人	11,381人	11,083人	10,730人
6～11歳	13,641人	13,376人	13,117人	12,826人	12,432人



戸畑区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	420人	412人	406人	398人	390人
1・2歳	852人	819人	799人	785人	771人
3～5歳	1,217人	1,232人	1,194人	1,182人	1,142人
計	2,489人	2,463人	2,399人	2,365人	2,303人
6～11歳	2,584人	2,526人	2,508人	2,469人	2,426人



施策（８）「社会的養護が必要な子どもに対する支援」関連資料

「社会的養育推進計画」に関する事項について

平成29年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、新たに「社会的養育推進計画（以下、「推進計画」）」の策定を求めています。

本市においては、これを踏まえ、「推進計画」を「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」と一体のものとして策定します。なお、「推進計画」に掲載する事項の詳細については、次のとおりとします。

1 社会的養育に関する各取り組みの今後のあり方について

（１）今後の里親等委託のあり方

「家庭養育優先原則」を踏まえ、代替養育を必要とする子どもに家庭的な養育環境を提供するため、里親家庭の増加を図り、里親等の委託を推進していくことが求められている。

＜方向性＞

◎フォスタリング(里親養育包括的支援)業務の推進

里親委託率の向上を目指すためにも、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、里親への研修や委託後の支援等のフォスタリング業務の重要性は高まっており、それを一層推進するための実施体制を速やかに構築する。

＜今後のあり方＞

フォスタリング業務を推進していくにあたり、子ども総合センターと里親がチームとなるような実施体制を構築する。児童養護施設等の里親支援専門相談員との連携もより強化していく。

また、NPO法人等の民間機関の力を活用していくと同時に、将来的なフォスタリング業務の委託可能性を見据えていく。

＜具体的な方策＞

◎フォスタリング業務において協働できるNPO法人等のパートナーと連携する。また、将来的にフォスタリング業務を民間機関が担うことができるか検討する。

◎児童養護施設等の里親支援専門相談員による里親家庭の支援を計画的に実施し、里親の負担感の軽減や、里親家庭での不調防止を図っていく。

（２）今後の児童養護施設等のあり方

これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた児童養護施設及び乳児院については、その高い専門性とスキルを活かして、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めていく必要がある。

＜方向性＞

◎小規模かつ地域分散化

これまで以上に小規模かつ地域分散化に資するため、地域小規模児童養護施設の設置などを進める。

◎ケアニーズの高い子どもへの専門的な養育の実施(高機能化)

家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活に拒否的になっている子どもや、心理職、医師や看護師など専門職の即時の対応が必要なケアニーズが高い子どもなど、より専門的ケアが必要な処遇困難児童に対応できるようにハード・ソフト両面の整備を進め、養育体制の充実を図る。

◎多機能化・機能転換

多機能化・機能転換に向けては、より在宅支援機能や里親支援機能の強化を図るため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員の配置増加など、里親支援機能や在宅支援機能の強化を図っていく。

また、一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイ、里親のレスパイトケアといった受入

機能の強化を図りながら多機能化・機能転換を進めていく。

◎母子生活支援施設の適切な運営

本市にある母子生活支援施設については、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、今後もニーズに応じて利用されるように活用を図っていくとともに、適切な運営に努めていく。

〈今後のあり方〉

これまで社会的養護の一翼を担ってきた児童養護施設等については、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かし、子どもたちの状態にあった適切な養育を推進する社会資源としての必要性を維持しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めていく。

市内の児童養護施設等で構成される北九州市児童養護施設協議会を、社会的養護の充実を推進するプラットフォームとして、また家庭や里親等との調整機関として、各児童養護施設等が各々の特徴を踏まえた養育を推進していく。

〈具体的な方策〉

◎地域小規模児童養護施設の増設を図り、施設の小規模かつ地域分散化を進める。

◎家庭養育に拒否的になっている子ども等への専門的ケア、自立支援など施設機能の強化、専門性の向上など、養育機能の高機能化を図る。

◎里親支援専門相談員を全施設に配置できるよう支援し、里親支援機能を強化する。

◎面接や心理療法等を行うことにより、親子関係再構築、早期家庭復帰に向けた支援を行う。

◎既存施設内ユニットを、一時保護、ショートステイ、里親レスパイトケア等を行う専用施設とするための必要な改修を支援していく。

◎発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて質の確保を図るための職員配置の充実を図る。

◎母子生活支援施設の適切な運営を図る。

(3) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

特別養子縁組は、保護者の死亡や、家族再統合が極めて困難と判断された子どもに、永続的・安定的な養育環境を提供し、子どもの養育に法的安定性を与える重要な施策である。

〈方向性〉

◎特別養子縁組制度の普及啓発

里親制度の普及啓発、里親のリクルートと併せて、特別養子縁組について普及啓発を図る。

◎特別養子縁組手続きの支援

実親の意向確認から養親の選定、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施する。

〈今後のあり方〉

自己の子を他の者の養子とすることを希望する者から相談を受けた際には、制度について丁寧に説明し慎重に確認をとり、実親と子どもにとって最適な選択ができるようサポートしていく。

養親への支援としては、成立前の監護期間における家庭訪問や、申請手続きのアドバイスなど、養親に寄り添って成立までともに歩んで行くような支援を行う。

〈具体的な方策〉

◎里親制度の普及啓発と併せてPRを実施する。

◎実親の意向確認を慎重に、また、必要に応じて再度行うことにより、手続き開始後の不成立となるケースを防ぐ。

(4) 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保することや子どもの適切かつ具体的な援助方針を定めるために行うものであり、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。

一時保護の実施にあたっては、委託一時保護のさらなる活用や、安全・安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアの提供、並びに子どもの権利擁護のための取組みの推進が必要である。

〈方向性〉

◎委託一時保護先の確保

委託一時保護が可能な里親や施設等を確保し、子どもの特性等に応じて委託一時保護を実施する。

◎一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し適切な支援を行うため、研修等を通じ一時保護所職員の専門性向上を図る。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者評価等による子どもの権利擁護

一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから直接意見を聴取する仕組みを設けるとともに、質の高い支援の実現を図るため、定期的に第三者評価を実施する。

<今後のあり方>

一時保護中の子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、国の「一時保護ガイドライン」を踏まえた改革に取り組む。

<具体的な方策>

◎市内の児童養護施設及び乳児院において、一時保護児童のための居室等の整備や、一時保護児童を担当する専任職員の配置を検討する。

◎子ども総合センターは、里親や施設等の種別ごとに、委託一時保護の受入れ可能人数を常に把握し、子どもの行動上の問題や虐待の影響への専門的なケアの必要性等に応じて、受入れ先を決定する。

◎一時保護所職員は、職場内外において、一時保護に関する専門的な研修を受講する。

◎一時保護開始時に「(仮称)一時保護所のしおり」を子どもに示し、一時保護所の日課等と併せて、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容を丁寧に説明する。

◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。

◎第三者機関等は一時保護所を視察し、子ども総合センターに対して指導・勧告・情報提供等を行う。

(5) 社会的養護自立支援の推進

児童養護施設等を退所する児童は、保護者の支援を受けられず、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならないことが多いため、退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図っていく必要がある。

<方向性>

◎普通自動車運転免許費の助成などの自立支援

普通自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助、大学等への入学金の助成などの自立支援を継続していく。

◎自立援助ホームの運営支援

就労・就学しながら自立するための生活指導を行うために、自立援助ホームの運営を支援する。

◎社会的養護自立支援事業(生活相談、生活費・居住費支援)

生活費や居住費の援助、生活相談事業の推進など、自立支援の取組を強化する。

<今後のあり方>

生活費や居住費の援助及び生活相談を行う社会的養護自立支援事業を強化し、毎年度、退所する児童の継続支援計画をもとに、児童養護施設の児童指導員とともに支援を行っていく。

<具体的な方策>

◎生活相談の実施や生活費・居住費を支援する社会的養護自立支援事業を継続して実施する。

◎継続支援計画をもとに、年1回、施設退所予定者に関する支援担当者会議を実施する。

◎資格取得費用の援助など就労支援や進学支援に向けた取組を継続して実施する。

(6) 児童相談所の強化等

児童相談所(子ども総合センター)においては、児童福祉司及び児童心理司を適切に配置し、専門的な研修を受講すること等により、体制強化・専門性強化を図っていく必要がある。

<方向性>

◎児童福祉司及び児童心理司等の適切な配置

法令等の配置基準に基づき、子ども総合センターに児童福祉司及び児童心理司等を適切に配置する。

◎子ども総合センター職員の専門性向上

子ども総合センター職員は、必要な研修を受講すること等により、専門性の向上を図る。

＜今後のあり方＞

法令や国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に配置し、子ども総合センターの体制強化を図るとともに、これらの専門職に必要な研修を受講させること等により、人材育成を図りながら、専門性を強化していく。

＜具体的な方策＞

- ◎管轄区域の人口等により定められた法令の基準等を踏まえ、児童福祉司、児童心理司等を配置する。
- ◎児童福祉司等は、法令で義務付けられた研修や専門機関等が実施する職場外研修を受講する。

（7） 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもの権利擁護の観点から、措置中の子どもが有する権利等についての丁寧な説明や、子どもが直接意見を表明できる仕組みの整備等が必要である。

＜方向性＞

◎里親委託・施設入所の開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

里親委託又は児童養護施設等への入所措置等を開始する際は、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について、子どもに対し丁寧な説明を行う。また、措置変更時や措置継続中においても、今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもからも十分に意見の聴取を行う。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取〔再掲〕

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者機関等による権利擁護の仕組み構築の検討

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから意見を聴取する仕組みの構築を検討する。

＜今後のあり方＞

里親委託・施設入所中の児童や一時保護中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や権利が侵害された時の解決方法、また措置変更時等における今後の見通し等について、子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明及び十分な意見聴取を行う。

また、第三者機関等による子どもからの意見聴取や定期的な第三者評価の実施等により、子どもの権利を擁護する仕組みを整備していく。

＜具体的な方策＞

◎里親委託又は施設入所措置を開始する際、子ども総合センターは、「わたしの権利ノート」を子どもに配布し、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について説明を行う。

◎措置変更を行う場合や措置継続中においても、子ども総合センター職員が子どもと面接し、措置変更の理由や今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもから十分に意見聴取を行い、できる限り方針決定に反映させる。

◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。〔再掲〕

◎第三者機関等は、子どもから直接意見を聴取し、里親・施設や子ども総合センターに対して、必要な指導・勧告・情報提供等を行う。

（8） 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

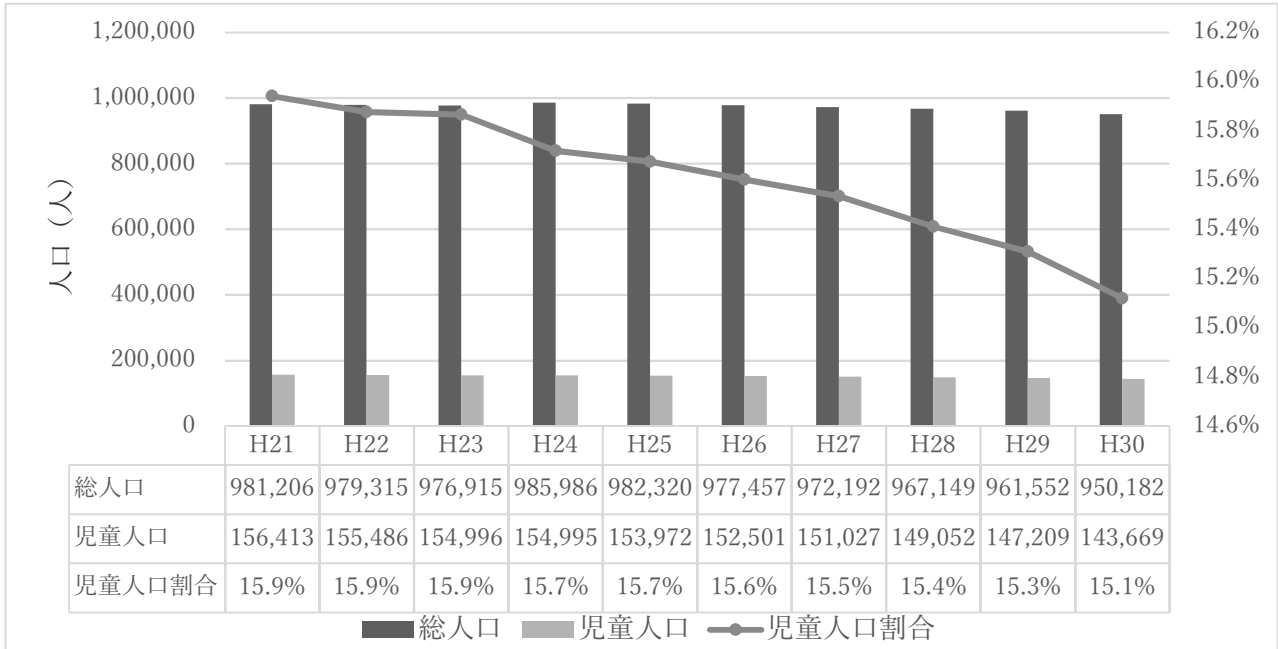
＜方向性・今後のあり方＞

本市において、更なる子ども家庭支援を促進していくために、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、本市におけるソーシャルワーク体制の構築を図るとともに、ショートステイ・トワイライトステイなどの支援メニューの充実を図っていく。

2 社会的養育に関する本市の現状と傾向について

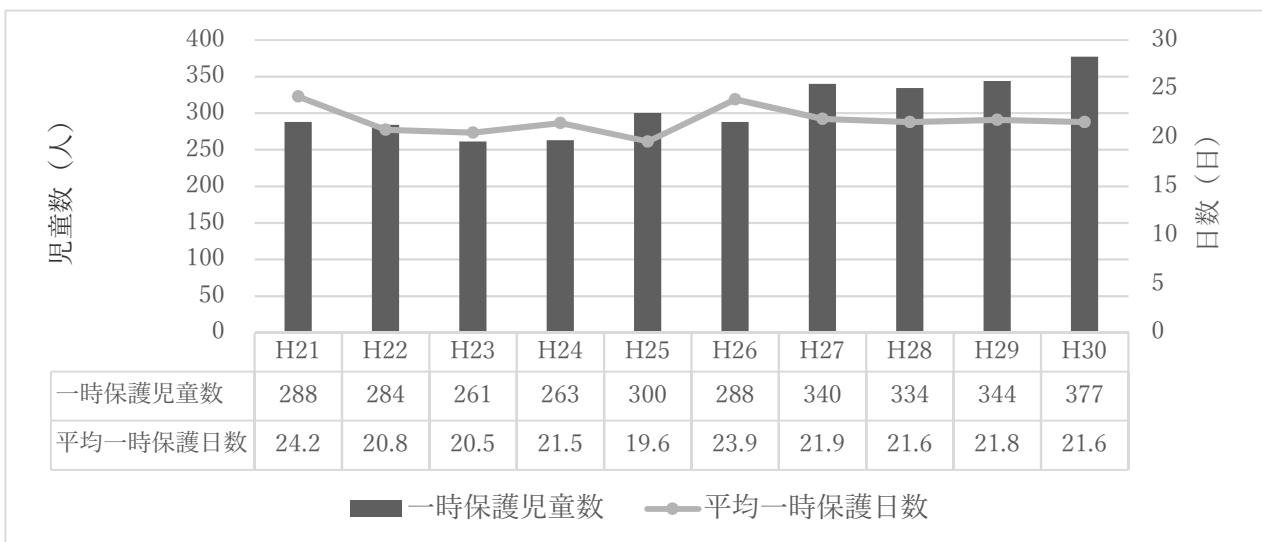
(1) 人口推移

平成30年度の児童人口は、平成21年度から12,744人減少しており、約8.1%減となっている。総人口に占める児童人口の割合も減少傾向にある。(人口は、「住民基本台帳」(各年度9月30日現在(平成30年度は年度末))による)



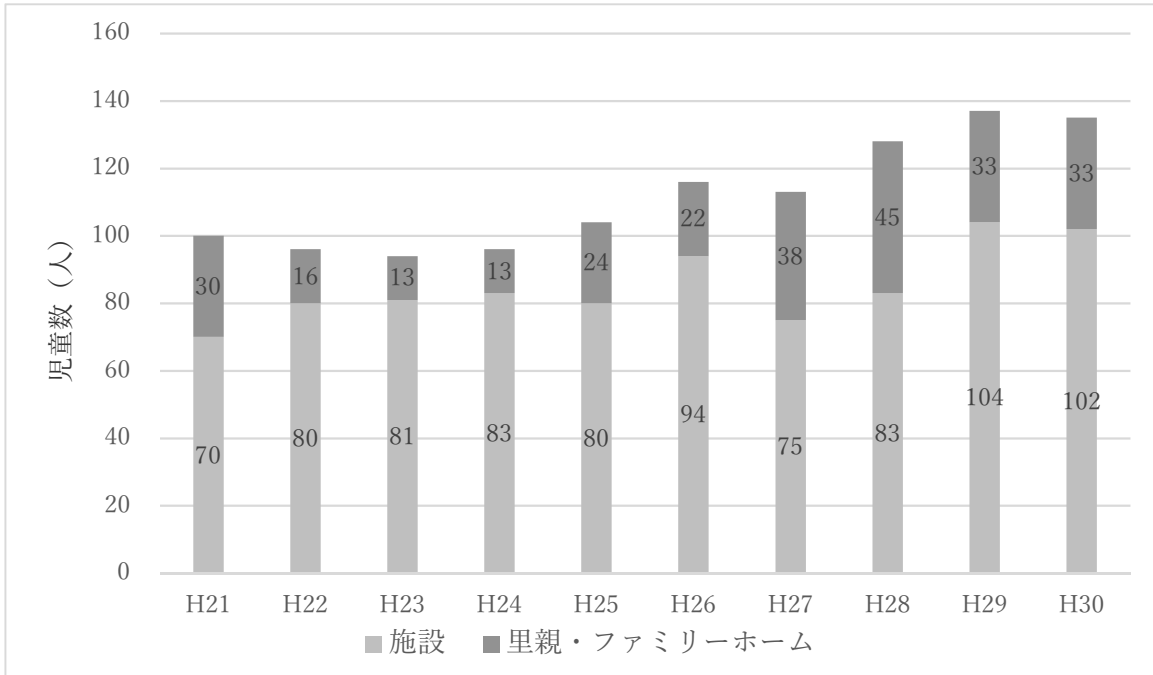
(2) 一時保護児童数・日数

平成30年度の一時保護実人員は377人と昨年度から33人増加した。



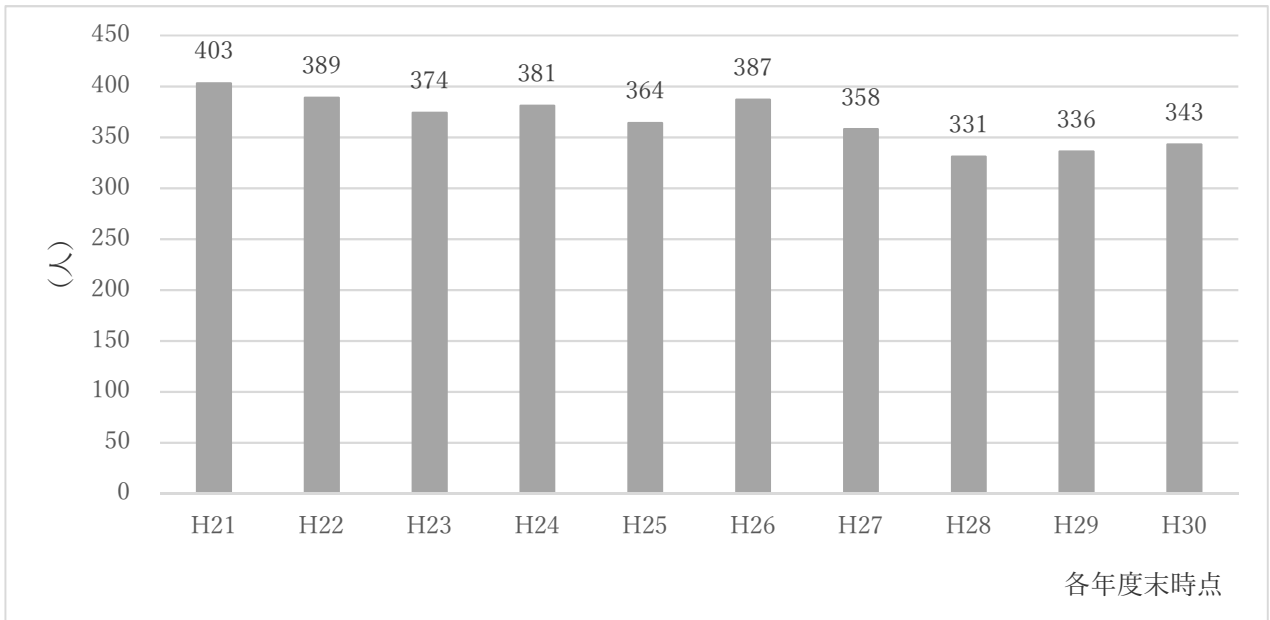
(3) 新規入所児童数

施設や里親等への新規入所児童数は、平成 30 年度には 135 名であり、過去 10 年間で最多であった昨年度に次ぐ児童数であった。



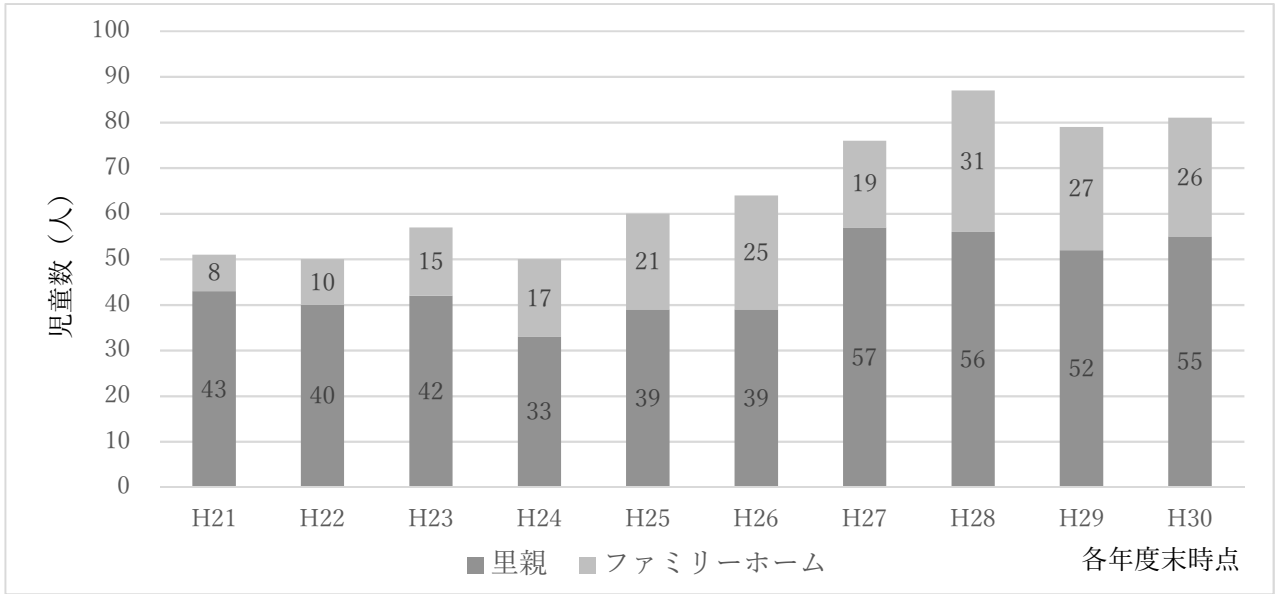
(4) 施設入所児童数

平成 30 年度末時点の施設入所児童数は 343 人であり、過去 10 年間を通してみると概ね減少傾向にある。



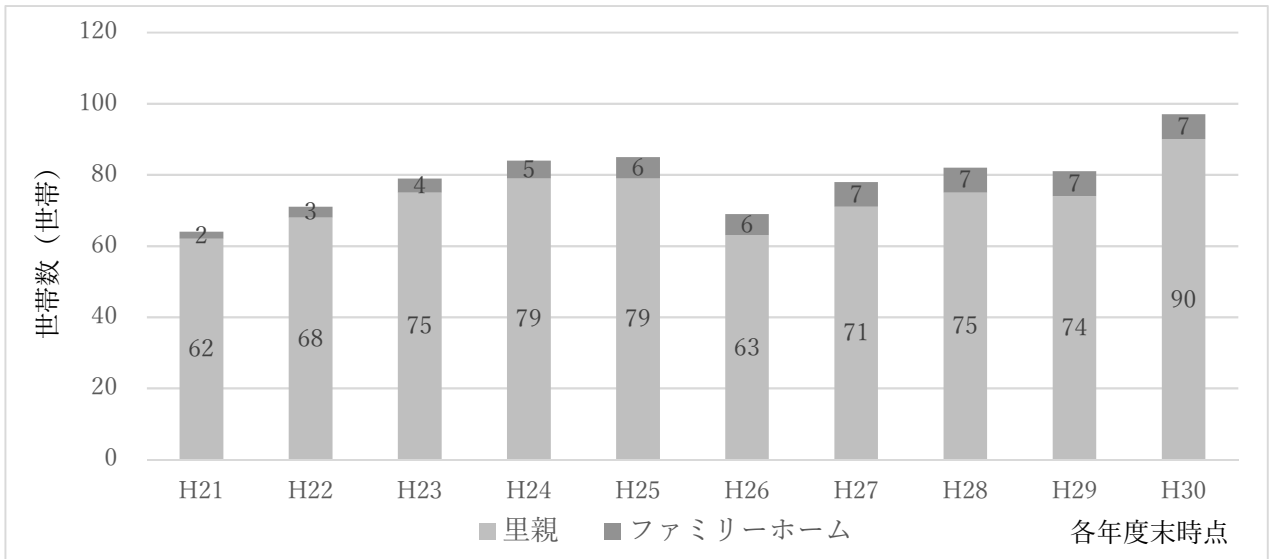
(5) 里親・ファミリーホーム委託児童数

平成30年度の里親への委託児童数は55名、ファミリーホームへの委託児童数は26名、合計で81名となっている。



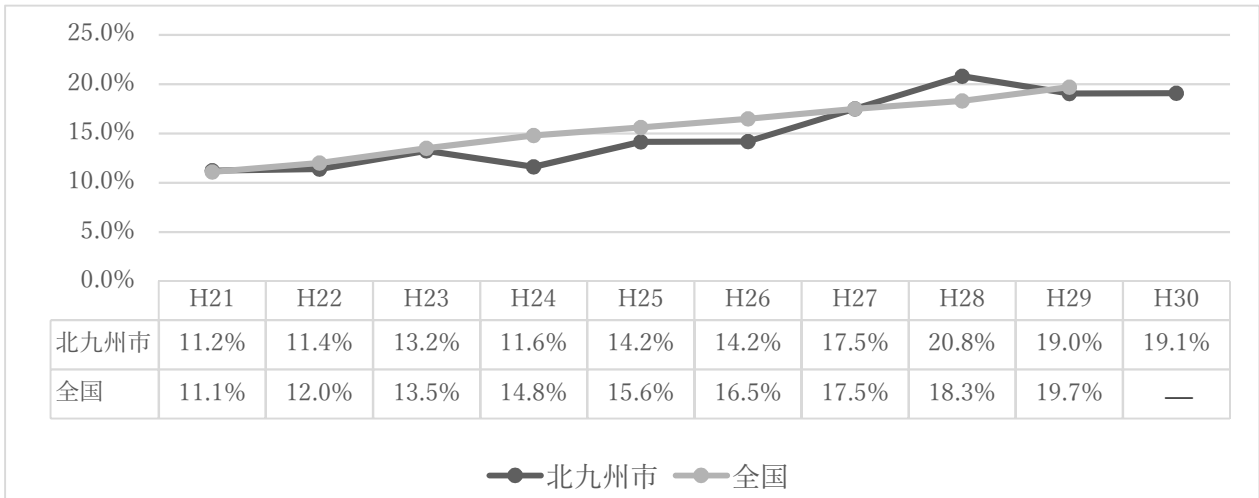
(6) 里親・ファミリーホーム登録世帯数

登録里親世帯数は、増加する年と減少する年とあるが、平成30年度は90世帯で、10年前と比較すると28世帯増となっている。また、ファミリーホームは、平成21年度に市内で初めて認定されて以降、平成30年度までで7世帯に増加した。



(7) 里親・ファミリーホーム委託率

平成30年度の里親委託率は19.1%であり、昨年度より0.1ポイント増加しており、過去10年間の推移でみると、平成21年度の11.2%から7.9ポイント増加している。

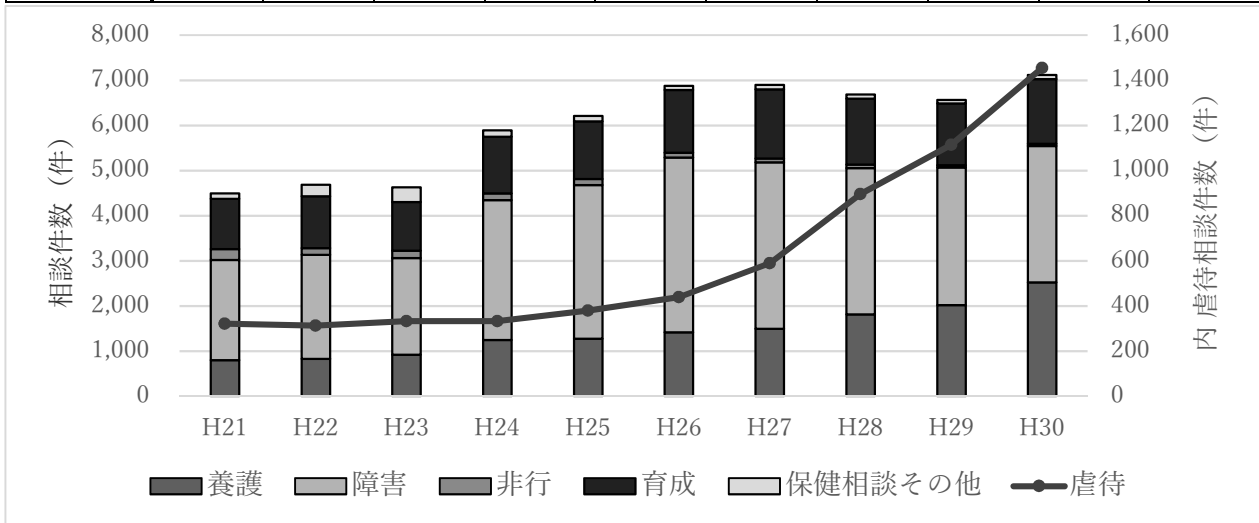


(8) 子ども総合センターにおける相談件数

養護相談のうち、虐待相談件数を取り出すと、平成21年度には322件だったところ、平成30年度には1,455件に大幅へと増加している。

(件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養護	797	826	923	1,245	1,272	1,419	1,495	1,812	2,019	2,526
虐待 (内数)	322	313	333	333	380	439	590	896	1,115	1,455
障害	2,224	2,308	2,141	3,099	3,407	3,867	3,691	3,246	3,048	3,017
非行	238	145	160	149	135	109	82	78	52	54
育成	1,116	1,152	1,080	1,258	1,275	1,389	1,533	1,455	1,366	1,433
保健相談 その他	117	252	324	144	123	92	97	96	84	91
計	4,492	4,683	4,628	5,895	6,212	6,876	6,898	6,687	6,569	7,121



3 本市の実情を踏まえた里親等※委託率の数値目標について

※「里親等」とは里親とファミリーホームのこと

(1) 代替養育を必要とする子ども数見込みについて

◎本市の算出

・現在 (H31.3) の代替養育の子ども数については、424 人 (市内の児童人口 143,669 人×約 0.30%) である。

・これに、これまで 10 年間に一時保護児童数及び新規入所児童数が平均年間 2~3% 増えていることから、潜在需要として年間 2% 増、10 年間で約 20% 増えると想定するとともに、10 年間で約 8% の児童人口が減少しているため、同様の比率で減少 (5 年後に 4% 減少、7 年後に 6% 減少、10 年後に 8% 減少) と想定。

・年齢階層の内訳は現在の比率をそのまま按分している。

(単位：人)

	現在 (H31.3)	2024 年 (5 年後)	2026 年 (7 年後)	2029 年 (10 年後)
全体	424	449	457	474
※3 歳未満	42	44	45	47
※3 歳以上就学前	59	62	63	66
※学童期以降	323	343	349	361

(2) 里親等委託が必要な子ども数見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎国の算式をもとに推計した現在の里親等委託が必要な子ども数 (344 人) に、潜在需要 (年間 2% 増) 及び児童人口の減少比率を加味して、今後の見込みを算出。

(単位：人)

	現在 (H31.3)	2024 年 (5 年後)	2026 年 (7 年後)	2029 年 (10 年後)
全体	344	363	371	385

(3) 施設で養育が必要な子ども数見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎代替養育を必要とする子ども数から里親等委託が必要な子ども数を減じたもの。

(単位：人)

	現在 (H31.3)	2024 年 (5 年後)	2026 年 (7 年後)	2029 年 (10 年後)
全体	80	86	86	89

(4) 本市の里親等への委託子ども数見込み及び委託率目標値について

(1)、(2)の数値を踏まえて算出すると、里親等委託率(81.2%)は、本市の実情と大きくかけ離れるため、以下の考え方に基づき、本市の実情を踏まえた各期における里親等委託率を算出する。

<本市の実情を踏まえた里親等委託が必要な子ども数見込み>

- ◎ 今後、里親の新規開拓を推進していくことにより、本市では過去10年間の登録里親世帯増加率は121%であったが、政令市の登録里親世帯増加率の平均値(183%増)並みに増加していくと推計し、それに委託里親世帯比率54%(登録里親世帯の内、児童を委託している里親世帯の割合)と1世帯当たりの委託児童数1.8人(委託里親世帯にいる児童数の平均)を乗じて、各期の里親等委託の子ども数を算出する。

◆本市の実情を踏まえた里親等委託子ども数見込みについて

(単位：人)

	現在(H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	81	132	147	170

<本市の実情を踏まえた里親等委託率目標>

- ・ 代替養育が必要な子ども数 A (424人→449人→457人→474人)
- ・ 本市の実情に応じた里親等委託子ども数 B (81人→132人→147人→170人)
- ・ 里親等委託率 = B / A

	現在(H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
国目標(全体)	—	75%(3歳未満)	75%(乳幼児)	50%(学童期以降)
本市目標(全体)	19.1%	29.4%	32.2%	35.9%
※3歳未満	14.3%	38.6%	42.2%	48.9%
※3歳以上就学前	11.9%	40.3%	42.9%	47.0%
※学童期以降	21.1%	26.2%	28.9%	32.1%